

# フード ケミカル

食品のおいしさと安心を科学する技術情報誌  
*A Technical Journal on Food Chemistry & Chemicals.*

月刊

2017

7

387

## 特集1 発酵がもたらす食の未来

## 特集2 飼料の科学



### 最新技術情報

#### 酸化防止剤ヤマモモ抽出物③

### 世界の食品・原材料・添加物トピックス⑳

#### より優しく、穏やかな食品加工

#### 賞味期限、消費期限の延長〈後編〉



**森田幸雄** Yukio Morita

東京家政大学 家政学部栄養学科 教授

もりた・ゆきお

- 略歴 日本大学大学院獣医学研究科、博士(獣医学)。群馬県職員を経て2009年度より東京家政大学。獣医師 HACCPリードインストラクター。
- 専門分野 獣医食品衛生学



**加藤千晶** Chiaki Kato

東京家政大学 家政学部栄養学科 助手

かとう・ちあき

- 略歴 東京家政大学家政学部栄養学科卒業。外食産業、幼稚園栄養士を経て、2015年度から期限付き助手として勤務。管理栄養士。
- 専門分野 食品衛生学

### 1. はじめに

製造者又は販売者が消費者と向き合って販売をする、いわゆる対面販売する多くの食品への表示義務はない。消費者はその品物を購入するときに、使用した添加物、遺伝子組換え食品の使用の有無、いつまでもつか、食品アレルギーがある人にとってはその人のアレルギーの使用や混入の可能性の有無等、食品に対するあらゆる情報を聞きとることができるからである。しかし、今日の食品のように複雑な流通形態になると、対面販売でも、売り手が商品の情報を把握していないことが多々ある。このような場合、おのおの食品に多くの情報を記した表示が必要になっている。

従来、食品の表示は厚生省(現 厚生労働省)によって1948年(昭和23年)に施行された「食品衛生法」、農林省(現 農林水産省)によって1950年(昭和25年)に施行された「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」、名称も(「農林物資の規格化等に関する法律」に食品表示法の施行にあわせて変更。以下「JAS法」)、厚生労働省によって2013年(平成15年)に施行された「健康増進法」によっておのおの定められていた。よって製造者又は販売者は、これら三つの法律に違反しないように考慮し、表示を行っていた。

現在、わが国の食品の表示については、消費者庁によって2015年(平成27年)4月1日に施行された「食品表示法」により実施され

ている。前述の三つの法律の表示の部分をまとめた法律である。食品により移行期間が定められており、生鮮食品は1年半(2016年9月30日まで)、加工食品は5年(2020年3月31日まで)である。よって、現在の加工食品は昔の表示と「食品表示法」の表示とが混在している。そこで、過去から現在までの食品表示の変遷及び現在施行されている食品表示法の要点を説明する。

### 2. 食品表示法施行前の表示(表1)

#### 1) 食品衛生法

食品の安全確保の基本となる法律で、施行当初から食品表示制度が開始され、多くの食品の製造年月日の表示が義務化された。施行当初は添加物の定義も不明確であったが、指定された食品添加物の数は60種類であった。食品添加物使用が増多し、粗悪な食品添加物による事故等の発生対策から1957年(昭和32年)に「化学合成されたものは指定したもの以外には添加できない」、いわゆる「指定添加物リストに掲載されていないものは使用できない」となった。1991年(平成3年)には食品添加物の表示を義務化、1995年(平成5年)には消費期限・賞味期限表示を義務化した。当初、食品衛生法では賞味期限は品質保持期限としていたが、JAS法との整合性やパブリックコメント等により2013年(平成15年)7月から賞味期限と統一した。2001年(平成13年)には遺伝子組換え食品表示及び特定原材料(アレルギー物質を含む。えび・かに・小麦・

表 1 食品表示法施行前の加工食品における各法律ごとの主な表示事項

項目	食品衛生法	JAS法	健康増進法
名称(品名)	●	●	
原材料名		●	
原料原産地名		▲ 2)	
遺伝子組換え食品である旨	●	●	
アレルギー物質を含む旨	●		
食品添加物	●	● 3)	
内容量		● 4)	
期限表示(消費期限, 賞味期限 1)	●	●	
保存方法	● 5)	● 5)	
原産国名		▲ 6)	
製造者等(輸入業者)の氏名又は名称及び製造所等(輸入業者)の所在地	●	●	
特別用途食品・特定保健用食品表示			▲
栄養成分表示			○

●は表示が必要な項目 ▲は必要によって表示が必要となる項目 ○任意  
食品によっては、これらの事項に加えて、いくつかの事項の表示が義務付けられる

- 注1) 消費期限は、期限が製造又は加工日を含めておおむね5日以内のもの  
賞味期限は、消費期限を規定する食品以外の食品へ表示するもので、おおむね5日をこえるもの(3カ月をこえるものは年月日表示でもよい)
- 注2) 原料原産地名の表示が義務づけられているのは、一部の食品に限られている
- 注3) 原材料の一環として、添加物の表示を求めている  
内容量を外見上容易に識別できる場合は省略できる(特定商品の販売に係る計量に関する政令(平成5年政令第249号)第5条に掲げる特定商品を除く)
- 注5) 常温保存の場合は表示を省略できる(ただし、常温保存牛乳等省略できないものもある)
- 注6) 輸入品に限る

本表は、全国食品安全自治ネットワーク 食品表示ハンドブック作成委員会(2009年)、くらしに役立つ食品表示ハンドブックより引用、一部改変した







そば・卵・乳・落花生の7品目)表示を義務化した。表1に示すとおり食品衛生法では、食品の安全性を追求しているため、原材料のうち遺伝子組換え作物、特定原材料、食品添加物を除く原材料表記、内容量表記、輸入食品の原産国名表記等は求めていなかった。

## 2) JAS法

食品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度(任意の制度)」に関するものである。農林物資の①品質の改善、②生産の合理化、③取引の単純公正化及び④使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格(JAS規格)による検査に合格した製品にJASマークをつけることを認める「JAS規格制度」と、一般消費者が選択できるように品質表示基準に従った表示をすべての製造業

者又は販売業者等に義務付ける「品質表示基準制度」があった。1970年(昭和45年)には、JAS規格のある品目について表示の基準(品質表示基準制度)を定めることにより、消費者が商品を購入する時に役立つように改正され、1999年(平成11年)に消費者に販売されるすべての食品に表示が義務付けられるようになった。JAS法は偽装をしても罰則規定がなく、産地偽装等の問題が多々表面化したので2019年(平成21年)に罰則規定が作られた。食品表示法の施行により「品質表示基準制度」は消費者庁に移行している。表1に示すとおりJAS法では、JAS規格に基づいた一定の品質で製造されていることの証明であるので、原料の原産地や輸入食品の原産国名表記等を求めていたが特定原材料表示は求めていなかった。

表2 特別用途食品と保健機能食品

食品項目	消費者庁*の審査・届け出等	表示等
特別用途食品	個別の製品ごとに、安全性や有効性について、審査を行う。乳児用食品、幼児用食品、妊産婦用食品、病者用食品、高齢者用食品等あり	 
保健機能食品	特定保健用食品	 
	栄養機能食品	 
	機能性表示食品**	
一般食品	不要	

\* 食品表示法施行前は厚生労働省

\*\* 機能性表示食品は食品表示法とともに制度化

### 3) 健康増進法

国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とすることを定めた法律である。食事摂取基準の策定、都道府県による健康増進事業に対する技術的援助、市町村による健康増進事業の実施、受動喫煙の防止、特別用途表示の許可等を定めたものであり、表示に関する事項では特別用途食品、保健機能食品(表2)及び栄養成分表示がある。

保健機能食品には特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品があるが、機能性表示食品は食品表示法とともに制度化されているので、次の項で述べる。特別用途食品、通称「トクホ」は1991年(平成3年)9月に制度化されたもので、個別の製品ごとに安全性や有効性について国が審査を行うため、許可を受けるには多額の費用や年数が必要になっている。栄養機能食品は2001年(平成13年)4月に制度化されたもので、栄養成分(ビタミン、ミネラル等)を補給・補完するための食品である。定められている栄養成分が上・下限の範囲内であれば、届け出することもなく、

表3 栄養成分表示

健康増進法	食品表示法																				
<p>栄養成分表示 100gあたり又は1食分(〇〇g)当たり</p> <table border="1"> <tr><td>エネルギー</td><td>〇〇 kcal</td></tr> <tr><td>たんぱく質</td><td>〇〇 g</td></tr> <tr><td>脂質</td><td>〇〇 g</td></tr> <tr><td>炭水化物</td><td>〇〇 g</td></tr> <tr><td>ナトリウム</td><td>〇〇 mg</td></tr> </table> <p>任意表示</p>	エネルギー	〇〇 kcal	たんぱく質	〇〇 g	脂質	〇〇 g	炭水化物	〇〇 g	ナトリウム	〇〇 mg	<p>栄養成分表示 100gあたり又は1食分(〇〇g)当たり</p> <table border="1"> <tr><td>エネルギー</td><td>〇〇 kcal</td></tr> <tr><td>たんぱく質</td><td>〇〇 g</td></tr> <tr><td>脂質</td><td>〇〇 g</td></tr> <tr><td>炭水化物</td><td>〇〇 g</td></tr> <tr><td>食塩相当量</td><td>〇〇 g</td></tr> </table> <p>義務表示。ナトリウムは食塩相当量として表示。 このような表形式ではなく、文字だけで書かれているものもあり</p>	エネルギー	〇〇 kcal	たんぱく質	〇〇 g	脂質	〇〇 g	炭水化物	〇〇 g	食塩相当量	〇〇 g
エネルギー	〇〇 kcal																				
たんぱく質	〇〇 g																				
脂質	〇〇 g																				
炭水化物	〇〇 g																				
ナトリウム	〇〇 mg																				
エネルギー	〇〇 kcal																				
たんぱく質	〇〇 g																				
脂質	〇〇 g																				
炭水化物	〇〇 g																				
食塩相当量	〇〇 g																				

製品に栄養成分の機能を注意喚起とともに表記して販売できる。

栄養成分表示は健康増進法に基づき定められたもので、食品単位当たりの熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの順に表示する(表3)。食品表示法施行前は製造者や販売者の任意表示であった。

### 3. 食品表示法の特徴

食品表示法の施行によって、より分かりやすい食品表示制度になったことで、消費者は摂取する食品の安全性の確保、自主的で合理的な食品の選択の機会の確保を得ることになっている。変更の主な特徴を次に述べる。

表4 原材料表示と添加物表示

名称	○○○	名称	○○○
原材料名	原材料名(多いものから順に記入) 食品添加物(多いものから順に記入)	原材料名	原材料名(多いものから順に記入)/食品添加物(多いものから順に記入)
内容量	○○○g	内容量	○○○g
賞味期限	平成○○年○月○日	賞味期限	平成○○年○月○日
保存方法	直射日光を避け、常温保存	保存方法	直射日光を避け、常温保存
製造者	○○○○	製造者	○○○○

原則、全ての食品に原材料名を表示することが義務づけ(食品衛生法では添加物のみ表示義務)。食品添加物は消費者が明確にわかるように、表示レイアウトの変更(原材料表示の後に添加物表示の項目を記す、原材料の記述した後に改行してから記す、原材料を記述した後に「/」を使った後に記す等)により、明確に原材料と区分して記述

## 1) 原材料表示と添加物表示の義務化(表4)

原則、すべての食品に原材料名を表示することが義務づけられた。原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示する。なお、2種類以上の原材料からなる複合原材料(弁当、そうざいの具など)は、原則として、複合原材料名の後にカッコ書きで重量割合の多いものから順に表示する。食品添加物は消費者が明確にわかるように、表示レイアウトを変更している。原材料表示の後に添加物表示の項目を記す、原材料の記述した後に改行してから記す、原材料を記述した後に「/」を使った後に記す等により、明確に原材料と区分して、原則としてすべてを重量順に表示する。

## 2) 特定原材料の明確化(表5)

食物アレルギーを起こすことが明らかになったもののうち、症例数が多いものや症状が重篤であり生命に関わるため特に留意が必要な食品を特定原材料(7品目：卵、乳、小

麦、えび、かに、そば、落花生)という。特定原材料については表示義務、特定原材料に準ずる20品目(オレンジ、りんご、キウイフルーツ、バナナ、もも、くるみ、大豆、まつたけ、やまいも、牛肉、鶏肉、豚肉、あわび、いか、いくら、さけ、さば、ゼラチン、ごま、カシューナッツ)については表示が推奨されている。アレルギー患者の商品選択の幅を広げるために、個々の原材料又は添加物の記載の後に特定原材料等を含む旨の「個別表示」を原則としたが、例外的に食品等に含まれる特定原材料等をまとめて記載する「一括表示」も認められている。従来の特定加工食品表記制度(例：マヨネーズと記述すれば卵を含むと書かなくてもよい、ヨーグルトと記述すれば乳成分を含むと書かなくてもよい、うどんと記述すれば小麦粉を含むと書かなくてもよい等)を廃止し、より多くの原材料について個々に特定原材料等の記述を義務付けた。なお、代替表記や拡大表記は、一括表記する場

表5 特定原材料の表示

個別表示例		一括表示例	
名称	ポテトサラダ	名称	ポテトサラダ
原材料名	じゃがいも、にんじん、ハム(豚肉・卵を含む)、マヨネーズ(卵、大豆を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む) 調味料(アミノ酸等)	原材料名	じゃがいも、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物/調味料(アミノ酸等)(一部に豚肉・卵・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)

表6 任意での特定原材料の表示

本品には、下表の■で示すアレルギー物質を含む原材料を使用しています。				
卵	小麦	そば	落花生	乳成分
あわび	いか	いくら	えび	オレンジ
かに	キウイフルーツ	牛	くるみ	さけ
さば	大豆	鶏	豚	まつたけ
もも	やまいも	りんご	ゼラチン	バナナ
魚介類	カシューナッツ	ごま		

合は、原材料として代替表記していても、一括表示欄にも改めて表示が必要である。なお、一括表示にあたっては、「(原材料の一部に○、○○、…を含む)」と記述しなければならない。可能性表示(「入っているかもしれない」等の表示)は禁止されている。また、個別表示と一括表示を組み合わせることは、原則、認めていない。食品表示の他に、任意で表6のような表を記している食品もみうけられる。

### 3) 栄養成分表示の義務化(表3)

消費者向けに包装されたすべての加工食品と添加物(業務用加工食品は除く)に、栄養成分表示が義務化された。義務化された栄養成分は熱量(エネルギー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量(ナトリウム塩を添加していない食品のみ、任意でナトリウム量が併記できる)である。その他、表示を推奨される栄養成分としては飽和脂肪酸、食物繊維、表示できる栄養成分は糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類である。

### 4) 固有記号

製造所固有記号のルールを見直しし、届出された製造所固有記号のデータベース化を進め、一般消費者が閲覧できるシステムが構築されている。現在、消費者庁のウェブサイトから製造所固有記号検索(<https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cksc01/>)を行うことができる。

### 5) 罰則規定

表示違反の場合、または、表示違反の際に

出された命令に従わなかった場合、おのおの場合に応じた罰則規定がある。食品を摂取する際の安全性に重大な影響を及ぼす事項について、食品表示基準に従った表示をしないで食品を販売した場合には、2年以下の懲役、もしくは200万円以下の罰金又はこれらを交えた罰則が科せられる。また、食品を摂取する際の安全性に重大な影響を及ぼす事項について、食品表示基準に従った表示しない場合、食品の回収命令などが出されることがあるが、これに従わなければ、3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金又はこれらを交えた罰則が科せられる。原産地について虚偽の表示がされた食品を販売した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金がある。その他、必要とする表示をしなかった場合、遵守事項を遵守しなかった場合、これらを是正するための指示や命令が出されることに従わなければ、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。また、報告徴収や立入検査等を拒んだり、妨げたりすれば、50万円以下の罰金に処せられる。

表示は食品の情報開示であるため、表示違反には強い罰則規定がある。なお、特定原材料の表示違反は、アレルギーを持った人には重篤な健康被害を起こすこともあるので、製品の回収が指示されることが多くなると思われる。

### 6) 栄養機能食品の中に機能性表示食品の追加(表2)

機能性表示食品は2015年(平成27年)4月に制度化されたもので、食品で素材の安全性や機能性について、科学的根拠のある情報(科学論文等)を、消費者庁長官に届け出て、受理されることで表記ができる。本制度は国による審査や許可ではなく、表品内容はメーカー・販売者が責任を持つ。パッケージに、「機

能性表示食品」と「届出番号」の表記があり、消費者庁のウェブサイト (<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>) で検索することができます。

#### 4. まとめ

消費者の生活様式や食品の流通形態が大きく変化し、消費者が食品を購入する際に、販売者へ「使用した添加物、遺伝子組換え食品の使用の有無、いつまでもつか、アレルギーの使用や混入の可能性の有無等」の情報を求めても、得られないことが多いだろう。これらの情報が明記されているのが食品表示である。

食品表示は時代とともに変化しており、1991年(平成3年)には食品添加物の表示を義務化、1995年(平成5年)には消費期限・賞味期限表示の義務化、2001年(平成13年)には遺伝子組換え食品表示、特定原材料表示の義務化が行われた。2015年(平成27年)4月1日には、従来、食品衛生法、JAS法、健康増進法

で定められていた表示部分を管理する「食品表示法」が施行された。本法律は消費者庁が所管している。現在、加工食品においては施行後5年間の移行期間中であることから、昔の表示と今日の表示とが混在している。

日々、購入している食品表示を見ていただきたい。食品表示法による表示は原材料、添加物、特定原材料、栄養成分が理解しやすいように記述されている。また、製造者の固有記号があればネット検索をしてほしい。食品の多くの情報は、ちいさな表示に詰まっている。なお、群馬県庁のホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/05/by0100009.html>) 上に「ググっと役立つ食品表示ガイド」や「わかる！役立つ！食品表示～食品表示とわたしたちの暮らし～」(YouTubeにて動画配信中)への案内がある。とてもわかりやすく食品表示の変更点について紹介しているので、興味のある人はご覧いただきたい。